

令和 7 年度 江戸川区立二之江小学校消防・防災計画

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この計画は江戸川区立二之江小学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び児童の人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(防災計画の適用範囲)

第 2 条 この防災計画は、二之江小学校に勤務する職員及び登校する児童、その他出入りするすべての者に適用する。

(防火管理者の権限及び任務)

第 3 条 防火管理者は副校長としこの計画について一切の権限を有するものとする。

第 4 条 防火管理者は次の責務を果たすものとする。

- (1) 防災計画の作成及び変更
- (2) 消火・通報・避難誘導の訓練の実施
- (3) 防災用設備等の点検・整備への立会い及び監督
- (4) 建築物・火気使用設備器具・危険物施設等の点検・検査の実施
- (5) 火気の使用及び取扱いに関する指導監督
- (6) 地震対策
- (7) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への通報・連絡)

第 4 条 2 防火管理者は次の業務について葛西消防署へ通報及び連絡を行うものとする。

- (1) 防災計画の提出
- (2) 建物及び諸設備の設置または変更に伴う諸手続き
- (3) 増改築・修繕・模様替え等を行うときの事前連絡
- (4) 防災用設備等の点検結果の報告
- (5) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
- (6) その他の法律に基づく諸手続き

第 2 章 予防管理対策

(予防管理組織)

- 第 5 条
- 1. 予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検・検査を実施するための組織とする。
 - 2. 火災を予防するための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに各階及び特別校舎(プール等)ごとに防火担当責任者を、各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者を置くものとする。

(防火担当責任者の業務)

【別表 1】安全点検(火元責任者)担当場所

第 6 条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (2) 防火管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第 7 条 火元責任者は次の業務を行うものとする。

- (1) 各教室の火元管理
- (2) 各教室の諸設備器具の維持管理
- (3) 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全装置
- (4) 防火担当責任者の補佐

(不備欠陥事項の整備)

第 8 条 防火管理者は建物等及び防災用設備等に不備欠陥事項等がある場合は、その改修計画を立案し学校長に報告すると共に必要な指示を得てその促進を図るものとする。

(火気等の使用制限)

第 9 条 防火管理者は火災警報発令下またはその他の事情により火災発生の危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨校長に連絡し火気の使用制限及び危険な場所への立ち入りを禁止するものとする。

(火気予防上の遵守事項)

第 10 条 火気等を使用する者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用器具は指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
また、使用後は必ず安全措置を講ずるものとする。
- (3) 火気使用器具の周囲は、常に整理整頓し、可燃物を置かないこと。
特に、冬期に各教室においてストーブを使用する場合は、児童に対して「ストーブ使用時のきまり」を遵守させる。
- (4) 火気使用器具を使用する場合は消火用水または消火器を用意すること。

第 10 条 2 次の事項を行おうとするものは、防火管理者へ連絡し承認を得なければならない。

- (1) 教室等の一部を変更して使用するとき。
- (2) 教室等において火気使用設備器具の増設や移動を行うとき。
- (3) カーテン・ブラインド及び暗幕の設置または交換するとき。
- (4) 鍵の管理方法や施錠位置を変更するとき。

第 10 条 3 校内において工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事責任者は工事に伴う作業計画を防火管理者に提出すること。
- (2) 児童の安全を確保するための工事を行う区域への立ち入り禁止措置を講じておくこと。
- (3) 消火器または消火用水を配置しておくこと。
- (4) 指定場所以外では焚火や喫煙等を行わないこと。
- (5) 危険物を使用しての工事は、その都度防火管理者に報告すること。

(学校施設を利用する者及び出入りする者の遵守事項)

第 1 1 条 学校施設を利用する者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は防火管理者から火災予防及び避難管理上の措置を受け、防火管理者及び自衛消防組織を編成し学校長に届ける。
- (2) 避難口・廊下及び階段や避難通路となる部分には避難障害となる物品を置かないこと。
- (3) 廊下及び階段は避難時につまずき・すべり等が生じないように措置を講じておくこと。
- (4) 避難口に設ける戸は容易に開放できるものとし、開放した場合は、廊下・階段等の幅員を有効に保持できるようにしておくこと。

第 3 章 自衛防災活動対策

(自衛防災隊の措置)

第 1 2 条 自衛防災隊組織は学校長を長とし、【別表 2】の通り編成する。

自衛防災隊の編成と任務

(学校長の権限及び任務)

第 1 3 条 学校長は自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

- (1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握
- (2) 各種災害を判断し、自衛消防上活動上必要な指揮・命令
- (3) 消防隊との密接な連携
- (4) 副校長は学校長を補佐し、学校長が不在の場合はその任務を代行する。

(通報・連絡)

第 1 4 条 火災を発見した者は職員室に連絡するとともに、副校長の指示により「119 番」に通報すること。

第 1 4 条の 2 通報連絡係り員は放送設備を活用し次の放送文例により緊急放送を行う。

- (1) 授業中の場合
「ただ今、〇階〇〇教室より火災が発生しました。児童は先生の指示に従って、校庭に避難しなさい。」
- (2) 休憩中の場合
「ただ今、〇〇より火災が発生しました。教室にいる児童は直ちに校庭に出なさい。校庭にいる児童はポール付近に集まりなさい。」

(消火活動)

【別表 3・4・5】消火器・消火栓配置図

第 1 5 条 初期消火係員は火災発生の覚知と同時に発生場所に急行し屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼拡散防止を主眼とした消火活動を行うこと。消火隊到着後は連絡に当たる。

(避難誘導)

【別表 3・4・5】避難経路

第 16 条 避難誘導は次により行うこと。

(1) 授業中校内出火の場合

ア、学級担任は直ちに授業を中止し校内緊急放送を静かに聞くように指示する。

イ、避難及び避難経路は原則として次による

①校舎内より火災が発生した場合は出火場所にかかわらず全児童を校庭に避難させる。

②避難経路はあらかじめ、発生場所の違いによりあらかじめ示した避難経路に従い避難する。

ウ、ハンカチ等を口に当てるよう指示し、煙を吸わせないようにする。

エ、校庭に避難した後、校舎外に避難する。

オ、廊下・階段では「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」

を励行させる。

カ、校舎外では静かに素早く行動し、集合位置に整列させ、人員点呼を行い担任は副校長に、副校長は校長に報告する。

(2) 休憩中校内出火の場合

ア、学級担任は自教室に直行し、混乱を防止するとともに、避難経路により避難誘導を行う。

イ、専科教員及び主事は校内の児童が残留する恐れのある手洗い・体育館等に直行し、児童を集め安全に避難誘導を行う。

(3) 授業中隣接建物から出火した場合

ア、学級担任は、火災を覚知した場合、直ちに子供にハンカチで口を塞ぐよう指示し、避難経路に従い校庭に避難する。

イ、校庭で人員点呼を行い副校長に報告。次の避難指示を待つ。

(4) 第二次避難場所に誘導する場合

ア、避難行動は、2列縦隊とし列を乱す者は注意する。

イ、避難場所に到着後、速やかに人員点呼を行い報告する。

(残留児童の救出活動)

第 17 条 救出係員は発生と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。

(応急救護活動)

第 18 条 応急救護係員は次の活動を行うものとする。

(1) 負傷者の応急処置を行うとともに、学年・氏名・負傷程度等の必要事項を記録し学校長に報告する。

(2) 救急隊到着時は救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるように努める。

第 4 章 震災対策

（震災予防措置）

第 19 条 地震による災害を予防するため、建物及び施設等の点検を行う。点検・検査は次の事項に留意し実施するようにする。

- （１）建物及び建物に付随する工作物（スピーカー等）の倒壊・落下危険の有無
- （２）戸棚・ロッカー・昇降口・靴箱等の転倒危険の有無
- （３）高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
- （４）窓ガラスのひび割れその他危険カ所の有無
- （５）理科室の実験用具・薬品による災害を防止するための措置の適否
（劇物・毒物の薬品を転倒しないようにセパレート型の箱に保管しているかなど）

（地震後の安全措置）

第 20 条 火元責任者は担当区域内の児童の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火器使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。

（児童引き渡しカードの作成）

第 21 条 防火管理者は各担当教師に震災時に児童を家族に引き渡すためのカードを作成させる。また引き渡す場所及び方法を明確にしておく。

（避難場所の指定）

第 22 条 避難場所及び避難経路は次の通り、指定しておくものとする。

第一次避難場所	校 庭
第二次避難場所（広域避難場所）	葛西工業高校・西瑞江住宅一帯
避難経路	その時点の安全な道を歩いて避難する

（地震時の活動）

第 23 条 地震時の活動は第 3 章によるほか次によるものとする。

（１）授業中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長等の基本行動	教師の基本行動
第一次措置	・火器使用器具の始末を するとともに初動体制に 必要な指示・命令を行 う。	・地震発生と同時に児童を 机の下などに身をかくさ せ本部からの指示を待 つ。
第二次措置	・校舎及び周囲の状況を 確認し避難開始の命令 を校内放送及び口頭で 行う。	・教室内外の状況を確認し 避難の準備を行う。 ・屋外への避難命令を受け た場合は、児童の防護措 置をとらせ避難経路に従 い避難を開始する。

第三次措置	・避難終了の確認を行うとともに、第二次避難場所への動向を判断する。	・出席簿、児童引き渡しカードを携行し、校庭へ避難が完了したならば人員点呼を行い、異常の有無を本部へ報告する。
-------	---	--

(2) 休憩中地震が発生した場合の基本行動

第一次措置	・火器使用器具の始末を行うとともに本部員以外の者は校庭及び体育館等に急行し児童の安全措置を講ずる。	・地震発生と同時に教室に直行し、机の下に入るよう指示するとともに出口を確保する。 ・火器使用器具の始末をする。
第二次措置	・本部員は全児童及び校舎等の被害状況を把握するとともにその状況に応じた必要な措置・命令を行う。 ・本部員以外の者は状況により、児童に教室に戻るよう指示する。	・地震動終了後、混乱を鎮め人員を確認し教室にいない児童を調べる。 ・児童が全員教室に戻ったかどうか、また負傷の有無を確認し、その措置を行う。 ・その後の行動について本部からの指示を待つ。
第三次措置	・授業中に準じて行う。	・授業中の避難に準じて行う。

(避難行動)

第24条 避難行動は次により行うものとする。

- (1) 児童が机の下に身を防いだ時点で防災頭巾等で防護措置をとらせ避難行動が容易に行えるようにする。
- (2) 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが原則として本部からの命令により行うものとする。
- (3) 教室外への避難行動は、校舎の一部倒壊による出入口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は避難経路を即時に判断して行う。それ以外は、第22条に定める経路に従い行うものとする。
- (4) 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。
- (5) 広域避難場所への避難は、隊列を組み、学級担任は出席簿・住所録を持ち、担任以外の教師は隊列の左右に適宜位置し事故防止に努める。
- (6) 広域避難場所への避難が完了した場合は、区教育委員会に連絡する。

(児童の引き渡し)

第25条 学級担任は児童を保護者に引き渡す場合、原則として教室や避難場所において引き渡しカードにより確認し、必ずチェックしてから行うものとする。また学級担任が不在の場合は、専科・学年主任等がこれを代行する。

第5章 防災教育及び訓練

(防災教育の実施)

第26条 防火管理者は、教師に対する防災教育を次の基本事項に基づき、年度計画を作成するものとする。 **【別表6】避難訓練年間計画**

- (1) 消防計画に定める遵守事項について
- (2) 児童に対する防災教育及びその指導方法について
- (3) 火災及び地震等の災害時における任務及び責任について
- (4) その他火災予防上必要な事項について

第27条 各学級担任は、児童に対し次の基本的事項について防災教育を実施するように努めなければならない。 **【別表7】安全指導計画**

- (1) 火災及び地震等による災害の基礎について
- (2) 地震の発生する要因について
- (3) 煙及びガス等の危険性について
- (4) 油類による火災発生危険について
- (5) 火災を予防するための基礎知識について
- (6) 避難方法及び避難訓練の重要性について
- (7) 学校周辺の地理的状况について
- (8) その他火災予防上必要な事項について

(防災思想の啓発)

第28条 防火管理者は、教師及び児童の防災の意識を高めるため次の事項を行うものとする。

- (1) 学校便りを利用し、児童及びその家族に対し、学校における防火対策及び避難訓練等の結果について報告する。
- (2) 被害の発生しない地震であっても、その都度校内放送等を利用し、防災意識の高揚を図る。
- (3) 消防署と密接な連絡を図り、火災予防に対する円滑な推進を図る。

(防災訓練の実施)

第29条 防火管理者は、前条第26条の防災教育に関する年度計画と合わせて教師及びその他の職員に対する各種訓練計画及び児童の避難訓練等の実施時期・方法について具体的に作成させる。

(避難訓練時の基本行動)

第30条 訓練時の児童がとる基本行動は次の通りとし、災害時には自然にその行動がとれるよう訓練及び日常の学級指導を通じ習熟を図るものとする。

災害種別等	児 童 の 基 本 行 動
授業中校内火災	1 全ての行動をやめ、静かに放送を聞く。 2 教員に指示を受けるまで身勝手な行動しない。上履きをきちんと履く。 3 ハンカチを出し、静かにすばやく廊下に並ぶ。学用品は持たない。 4 煙が出ている場合は、身を低くし、ハンカチを口に当てて煙を吸わないようにする。 5 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」で行動し特に階段においては前の児童を押ししたりしない。 6 校庭では教員を先頭に早足で歩き、集合場所では整列をして座って指示があるまで待つ。
休憩中校内火災	1 教室・廊下・体育館等にいる場合 - ア 放送及び教員の指示をよく聞き、静かに行動する。 - イ 廊下・手洗い所の児童はその場で教員の指示を待つ。 - ウ 避難の途中で教室等に引き返さない。 2 校庭等にいる場合 - ア 放送及び教員の指示に従い、決められた集合位置に整列し座って担任教師の来るのを静かに待つ。
授業中地震発生	1 慌てて外に飛び出したりせず、机の下に身を入れて頭を防護する。 2 先生の指示により、校庭へ避難する場合は火災時の避難に準じて行う。 3 避難は落下物から身を守るために防災頭巾を使用する。
休憩時地震発生	1 教室・廊下・体育館等にいた場合 - ア 教室にいる場合は直ちに机の下にもぐる。 - イ 廊下・体育館にいる場合は、ガラス窓から離れ、中央により、または近くの教室に身を寄せる。 - ウ 手洗い所等にいる場合は、ドアを開き、その場で地震が収まるのを待ち、教員の指示により教室に戻る。 2 校庭等にいた場合 - ア 校舎その他の建物から離れ、頭を守って伏せる。 - イ 地震等が収まり次第、教員の指示に従い行動する。

(消防機関への指導要請及び報告)

第 3 1 条 防火管理者は避難訓練を実施する場合、事前に葛西消防署に通知するとともに、必要と認める場合は指導の要請を行うものとする。

(訓練の結果の検討)

第 3 2 条 防火管理者、避難訓練結果をまとめ、避難訓練担当が検討を行い、その後の訓練に反映させるものとする。

第6章 発災直後（震度5強以上の地震）の学校の対応

非常配備態勢（勤務時間内）

（災害対策本部の設置）

第33条 震度5強以上の地震等の発災後、学校は直ちに校長を本部長とする災害対策本部を設置する。 【別表8】災害時の情報伝達手段一覧(学校)

（具体的避難行動）

第34条 児童が学校にいる場合、発災直後、児童の安全確保を最優先に次のよう
に行動する。

（第一次避難）

- 1 ゆれたらすぐに机の下にもぐる。机の脚をしっかり持ち、机がながれないようにする。
 - 2 防災頭巾をかぶって余震に備える。
 - 3 指示で校庭**ボール**側に並ぶ。その際、第二次避難に備えた並び方をする。
 - 4 避難場所において人員点呼する。
 - 5 不明者、負傷者の有無を確認する。
 - 6 被災状況の把握を行う。必要に応じて消防署等に通報する。
 - 7 被災状況について教育委員会に報告する。
 - 8 屋上、高架水槽のバルブを閉める。火元の確認、ガスの元栓を閉める。
 - 9 全保護者にメールで学校の状況と必要に応じ児童の引き取り依頼のメールを送信する。
- 10 職員は、学校に待機し、児童の安全確保と応急教育の準備をする。

（第二次避難）

- 1 近隣の被害状況の調査及び避難ルートを探す。（主事、学校応援団の協力）
- 2 近隣が火災、延焼の時は葛西工業高校に避難する。
- 3 津波・高潮・洪水の場合は3階以上に避難する。
- 4 第二次避難場所を保護者にメール送信する。
- 5 さらにより詳しい避難場所の位置をメール送信する。
- 6 本部旗・救護・学級旗・名簿を忘れずに持つ。

（引き渡し実施基準）

- 1 引き渡しの実施基準（震度5強以上）を保護者に周知する。
- 2 震度5強以上またはそれに準じた状況の場合は引き渡しとする。
- 3 津波・高潮・洪水の情報がある場合は、学校から出さない。
- 4 引き渡しかどうかを保護者にメールで通知する。
- 5 引き渡す場合は、原則教室で引き渡す。

（残留児童への対応）

- 1 すくすくスクールと連携協力して残留児童に対応する。
- 2 体育館が使用可能なら体育館に集める。
- 3 毛布、食事、水の用意をする。

（避難所開設）

第35条 発災により地域住民や帰宅困難者の受け入れが必要になった場合は、
学校に避難所を開設する。

特別非常配備態勢（勤務時間外）

【別表 9】自然災害時の対応

- 1 発災後、職員は可能な限り、所属校に参集する。
 - 2 職員が学校にいない場合、避難所開設委員が、鍵・アラームの解除を行い、校内に入る。
 - 3 職員は、避難所開設委員と協力し、避難所開設の準備にあたる。
 - 4 避難住民を校庭に誘導し、一時的に待機させる。
 - 5 職員が不足した場合は、町会等の避難住民の協力を募り、危険のない範囲で対応する。（町会役員・ボランティアの協力を依頼）
 - 6 被災状況（学校周囲）の把握を行う。
 - 7 体育館の状況（亀裂、倒壊・・・）の把握を行う。
- （避難住民の受入誘導） **江戸川区避難所開設運営マニュアル 避難者カード（p 43）**
- 8 原則として体育館へ誘導する。
 - 9 状況に応じて教室へ誘導する。
 - （1）体育館で収容が困難な場合
 - （2）負傷者がいる場合（救護スペースの設置）
 - （3）高齢者・乳幼児・障害者がいる場合
 - （4）ペットがいる場合
- 1 0 各教室の割り振り **【別表 10】避難所各所掲示**
- （1）避難所本部（すくすくスクール）
 - （2）ボランティア詰所（PTA室）
 - （3）救護所（保健室）
 - （4）要介護者用部屋（会議室・ランチルーム・ニ之江ホール）
 - （5）災害時特設電話（すくすく前玄関）
 - （6）その他必要に応じて他の教室を使用する
- 1 1 校内立入制限区域の閉鎖（立入制限の表示→貼紙）
- （1）校長室
 - （2）職員室
 - （3）管理諸室
 - （4）理科室等で危険物のある部屋
- 1 2 電気・ガス・水道のすべての元栓を開栓する。
- （避難所開設・運営について）
- 1 3 避難所運営協議会を開催し、施設管理部、並びに避難所運営部を設置する。
 - 1 4 学校長を施設管理責任者とし、運営部長を（町会長等）とする。
教職員は、開設指定職員とともに、連絡調整にあたる。
 - 1 5 備蓄物資の保管場所の確認 **【別表 11】防災備蓄品**
 - （1）食料品、毛布等は3階西側校舎ランチルームの隣
 - （2）非常電話、発電機等は集会室
- 1 6 避難住民への協力を依頼する。
 - （1）指定場所以外での火気の使用すること。
 - （2）他の迷惑となる行為を禁止すること。
- 1 7 避難住民の状況を確認し、名簿を作成する。

(日常の準備)

第36条 発災に対する日常の準備として以下のことを行う。

- 1 地域の町会長・自治会長と連携をとり、いざとなった時に避難誘導が住民の協力でスムーズに行えるようにする。
- 2 校内の電気・ガス・水道の元栓の所在を把握しておく。
- 3 葛西事務所との連絡をスムーズに行う。
- 4 避難住民の受け入れのため、校内の役割分担を決める。
- 5 校内の立ち入り禁止場所をあらかじめ設定し、校内で共通理解しておく。

(水災時の措置)

第37条 防火管理者は、台風・集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。

- 1 校内の異常の有無を点検し、補強等の安全措置を行う。
- 2 防災機関から必要な情報の収集を行うとともに周囲の被害状況を確認する。

第7章 教育機能復帰計画

(教育活動再開計画)

第38条 災害対策本部は、発災当初から児童の安否確認等を行い、被害状況の収集に努める。その後、授業再開に向け、以下の活動を行う。

- 1 校舎等の安全確認・整備を行い、教室等の確保に当たる。
- 2 児童が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。
- 3 教育委員会と相談の上、授業再開の時期を決定する。
- 4 授業再開に当たっては、学校は保護者に対し、授業再開時期について、メール・災害広報誌、掲示等により周知、徹底する。

(教育機能復帰計画の作成)

第39条 学校長は、学校教育を正常に実施させるまでの間、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、休校、二部授業、他校の利用等、計画を作成する。

- 1 教育委員会と連携を密にするとともに、速やかに保護者及び児童に周知する。
- 2 教育活動再開にあたっては、健康・安全教育、生活指導に重点を置く。
- 3 平常時と同様の教育活動が行えない場合も、可能な範囲で教育活動の維持・推進を図る
- 4 登校する児童の人数及び学年、また地域の状況に応じた応急教育を実施する。
- 5 児童の疲弊した心の状態を配慮し、心のケアの指導体制の充実を図る。

(転出入に伴う学籍変更及び入学について)

- 1 避難先が遠距離で通学可能な範囲にない場合は、原則として転退学の手続きを取る。
- 2 転出入に伴う手続きについて、避難所等に掲示するなど保護者に周知する。
- 3 学校は入学相談を行える相談コーナーを設置し、保護者や児童の不安解消に努める。